

平成24年度

第4回 文京区基本構想推進区民協議会

日時：平成24年10月16日（火）

18時30分～20時30分

場所：文京シビックセンター24階

区議会第一委員会室

文京区企画政策部企画課

第4回 文京区基本構想推進区民協議会 会議録

「委員」

会	長	辻	琢	也
副	長	平	田	京
委	員	菅		道
委	員	八	木	晶
委	員	上	野	恵美子
委	員	清	水	智博
委	員	武	智	弘英
委	員	平	井	宥慶
委	員	小	西	慶一
委	員	中	村	文枝
委	員	岡	田	伴子
委	員	島	田	幸勇
委	員	鷹	田	芳郎
委	員	荒	木	成高
委	員	小	林	博
委	員	富	田	鋼一郎
委	員	東	田	英輔
委	員	藤	田	陽司
委	員	伊	與	裕子
委	員	高	橋	智子
委	員	八	木	哲也

「幹事」

企 画 政 策 部 長	渡 部 敏 明
総 務 部 長	竹 澤 正 美
区 民 部 長	手 島 淳 雄
アカデミー推進部長	曳 地 由紀雄
福 祉 部 長	八 木 茂
男女協働子育て支援部長	佐 藤 正 子
保 健 衛 生 部 長	宮 本 眞理子
都 市 計 画 部 長	高 橋 豊
土 木 部 長	高 畑 崇 久
資 源 環 境 部 長	中 島 均

施設管理部	長	中村賢司
教育推進部	長	藤田恵子
企画課	長	久住智治
政策研究担当課	長	大川秀樹
財政課	長	吉岡利行
広報課	長	石嶋大介
総務課	長	小野澤勝美
職員課	長	林 顕一

「関係課長」

高齢福祉課	長	須藤直子
障害福祉課	長	渡邊 了
生活福祉課	長	太田 治
介護保険課	長	大野貴史
児童青少年課	長	木幡光伸
保育課	長	辻 政博
生活衛生課	長	廣瀬誠一
健康推進課	長	志賀美知代
庶務課	長	椎名裕治
教育指導課	長	北島陽彦

○久住企画課長 それでは、皆様こんばんは。定刻になりましたので、第4回の文京区基本構想推進区民協議会を開催させていただきます。

それでは、会長よろしくお願いいいたします。

○辻会長 それでは、今、企画課長からお話がありましたが、これから第4回の基本構想推進区民協議会を始めます。

最初に、委員の出欠状況や配付資料等につきまして、事務局から説明をお願いします。

○久住企画課長 改めまして皆様こんばんは。お忙しいところありがとうございます。

本日、高野委員からご欠席のご連絡をいただいております。あとの委員についてはご連絡をいただいておりますので、後ほどお見えになるというふうに思っております。

それから、本日配付の資料ですけれども、次第と資料第11号、A3の折ったものを事前にご自宅宛てに郵送をさせていただいております。また、本日、席上に座席表と電子メールアドレス登録のご案内というものを配布させていただいております。こちらにつきましては、開催日時の連絡ですとか、会議録の校正などについて使用させていただこうと考えておりますので、希望されている方については、登録方法に従いまして、企画課まで、お名前と電子メールアドレスについてご送付をいただければと思います。

なお、登録されたアドレスについては、委員からのお申し出があった場合ですとか、この委員の任期が終了した場合、情報を全て消去するという形での対応をさせていただくこととしてございます。

それでは、今回と次回につきましては、前回の勉強会のところでもお話をさせていただきましたけれども、基本構想の実現度評価についてご検討をいただくこととなっております。本日は、テーマに関係の深い部署の部長、課長が出席をしておりますのでよろしくお願いをいたします。

なお、事前にご送付申し上げました資料ですとか、基本構想や基本構想実施計画が必要な方については、お手を挙げていただければ、事務局のほうからご用意をさせていただきますので、お渡しをしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、事務局からは以上でございます。

○辻会長 それでは、早速、本日の検討に入ります。

本日は、基本構想実現度評価につきまして、事務局で作成した評価表をもとに、子育て・教育、福祉・健康分野について検討を行います。

最初に、子育て・教育分野から、三つの中項目について、担当の部長から説明をお願いします。

○冨田委員 すみません、ちょっと発言を求めたいのですが。

○辻会長 どうぞ。

○冨田委員 各論の話に入る前にちょっと一言発言させてください。

前回、私たちは、この評価の作業について、仕組みについて私たちは丁寧に説明を受けました。私は文京区が、このPDCAというしっかりした枠組みで基本構想に向かって丁寧にフォローし

ておられるということにとっても感銘を受けております。そして、きょう、それから次回の個別の事業の実現度評価についての会になるわけですけれども、私は特別の関心を持って、今回、次回の打ち合わせに臨んでおります。それは何かと申しますと、区の幹部職員の皆さんが、どのような説明をされるのか、どのような姿勢をもって説明をされるのか、どのような熱意を持って説明されるのか、幹部の皆さんの説明の仕方について非常に注目しております。本当にこの計画達成のために幹部職員の皆さんが真剣に向かい合っておられるのだろうか、本当にこの計画を達成していけば基本構想の夢のような姿にまで近づいていっているというふうに信じておられるのだろうかということを私は、皆さんの生の発言から確認していきたいというふうに思っております。私も含めて委員一人一人がそれらの説明に何かを感じとって、将来の事業計画に役に立てていきたいと思っております。

以上でございます。

○辻会長 大分プレッシャーがかかったかもしれませんが、熱い期待に応えられるようにしっかりお願いしたいと思います。

それでは、説明をお願いします。

○佐藤男女協働子育て支援部長 それでは、始めさせていただきます。大項目、子育て・教育、まず1ページでございます。中項目は子育て支援となります。

○富田委員 すみません、どなたが発言されているのかちょっと教えていただけますか。

○佐藤男女協働子育て支援部長 すみません。男女協働子育て支援部長をしております佐藤と申します。失礼いたしました。

それでは、こちら1に書いてあります、現状と今後3か年の方向性は、基本構想実施計画に記載された文章をそのまま持ってきておりますので、こちらについての説明は省略させていただきます。昨年度の基本構想実現度評価における今後の方向性を見ていただきますと、子どもの健康と成長、在宅子育て家庭の安心子育てのために仕組みの検討、地域との連携を図っていく、また仕事と子育ての両立支援ために保育サービスの適切な整備、保育園においては、災害時に備えた室内安全対策、これが昨年度の今後の方向性でございました。

その上で、2の指標をごらんいただきたいと思っております。指標としては四つお示ししております。まず、①子どもの健やかな成長と子育て家庭の健康の支援、こちらの指標は、こんにちは赤ちゃん訪問事業の訪問率と訪問件数です。出産後の母親の不安や悩みを聞くとともに、子育てに関する情報提供を目的としまして、生後4カ月以内の乳児がいる全ての家庭を対象に、保健師や助産師が訪問するものです。どちらも23年度の実績は目標値を上回ることができました。そして右に行きまして②、すべての子育て家庭の支援では、一時保育の利用人数を指標としております。働く家庭ばかりではなく、在宅で子育てをする家庭もありますので、すべての子育て家庭が安心して子育てできるよう、例えば育児疲れからリフレッシュしたいとき、また上のお子さんの学校行事に参加するとき、急に病気になってしまったなどのときに、一時的にお子さんを預かる事業

の実績を指標としております。キッズルームでの一時預かり事業、保育園での緊急一時保育やリフレッシュ一時保育事業、こちらを実施しておりますが、23年度実績は目標値を上回ることができております。

次に、③子育てと仕事の両立の支援では、区内認可保育園及び認証保育所等の受入れ可能児童定員数、こちらを指標としております。就労家庭の増加により、保育所の需要が高まっていることから、区では保育計画を策定しまして、この間、区立保育園の定員見直しや、私立保育園、認証保育所の誘致等により、保育サービス量の拡充を図っております。こちらも、実績は目標値を上回っておりますが、課題に書きましたように、就学前のお子さんの人口の増加などによりまして、待機児童の解消には至っていない状況です。

指標の達成率。こちらは全て100%以上となりましたので、3の評価のところはAとなっております。

次に、中項目全体の成果・課題というところをごらんいただきたいと思っております。こちらに書きましたように、各分野で計画を超える実績となっておりますが、需要が増加傾向にあることから、一層の拡充が必要になっております。

4、政策・施策に影響を及ぼす環境変化としては、今まで申し上げましたように、文京区では、就学前のお子さんの人口が推計を上回って増加しております。したがって、新たな需要が生じていることが挙げられます。

6、今後の方向性でございます。サービススキルの向上と継続的な支援、一時保育の利用利便性の向上、そして保育計画の見直しとともに、待機児童対策の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

子育て支援は以上でございます。

○藤田教育推進部長 引き続き2ページ目をごらんください。教育推進部長の藤田でございます。よろしく願いいたします。

中項目、教育でございます。こちらでは、将来像を、豊かな環境と人とのかかわりの中で、子どもが「個」として尊重され、共に学び合うまちという将来像を掲げております。この中で、平成23年度からは、新しい学習指導要領の小学校、中学校の全面実施を受けまして、子どもたちに「生きる力」をつけてもらうということを最大の狙いとしております。そこで、三つの指標を立てております。

一つ目の指標といたしましては、自ら学び考え課題を解決する子どもの育成ということで、全国の学力・学習状況調査における国語・算数の授業理解度というのを指標といたしました。これは、区立小・中学校の学力テストでの正答率は、全国、東京都の平均よりも全教科高い状況にございます。そこで、また、学力テストは、年度によりまして、難易度が変化するというのもございますから、児童・生徒自身が授業がわかったという数値を指標として取り上げております。ところが、残念ながら、平成23年度は、東日本大震災の影響で、全国調査は見送りとなりまし

て、書かせていただきましたように、23年度の実績値、達成率はバーということで書かせていただいております。

二つ目の指標は、地域ぐるみで学校教育を支援する活動の推進ということでございます。これは、子どもたちが社会性や信頼関係の育成、そういうものが育める環境ということで、地域の方たちと触れ合う機会をふやす、学校の運営に地域の方のお力をお借りするというところで、学校に対するボランティア数を指標とさせていただいております。こちらにつきましては、22年度の実績3,568人から4,667人と、127.2%という大きな伸びを示しまして、目標を達成しているような状態でございます。こちらの大きく伸びた理由としましては、資料にも書かせていただきましたように、学校支援地域本部を設置している学校が20年度6校、21年度7校、22年度8校、23年度は11校という形で順調に伸びておりまして、それに携わるボランティアの方々もふえているという背景でございます。

三つ目が、個が輝き、共に生きる教育の推進ということで、区立の小・中学校は、誰にも開かれた義務教育機関として、楽しく通学できるということがまず基本であろうかと考えておりますが、残念ながら区立の小学校、中学校にも不登校の児童・生徒さんがいらっしゃいます。そこで、不登校の児童・生徒の出現率を、できるだけ下げたいというのが三つ目の指標でございます。22年度の実績値よりは、23年度やや下がりましたが、小学校も中学校も目標値には到達しておりません。目標が達成できていない点は残念ではございますが、わずかですが減少傾向にあるというのは、私ども区が学校側だけではなく、教育センターの臨床心理士やスクールソーシャルワーカーなどの不登校対応チームをつくりまして、専門家を入れて対応してきた結果が少しずつ始めているのかなというふうに考えております。また、東京都全体と比較しましても、小学校、中学校とも、やや高い傾向にございますので、これも改善が必要な点だというふうに考えております。

今ほど中項目全体の成果・課題は、それぞれの指標のところでも述べさせていただいたとおりでございますが、今後とも、確かな学力豊かな心と体を育むために、大きくは、この三つの指標、それから、それぞれの関連事業ともに頑張りたいと考えております。

○佐藤男女協働子育て支援部長 では、続きまして、3ページになります。中項目、青少年の健全育成でございます。こちらのほうは、基本構想実施計画の現状と今後3か年の方向性にありますように、子どもたちが、地域の大人や子ども同士でふれ合える機会の充実、また社会参加や自立のきっかけづくり、地域ぐるみで温かく子どもたちを見守る取組、こういったことを目指してございます。その上で、2の指標をごらんください。

①ふれあいの機会の充実でございます。こちらは青少年対策地区委員会事業への参加人数を指標としております。青少年健全育成を目的に活動しております青少年対策地区委員会、私ども地区対というふうと呼んでおりますけれども、この地区対が区内に九つあります。地区ごとにさまざまな事業を展開しております。青少年人口の増加部分も踏まえ、参加者数の伸びを目指して目

標値を掲げましたが、残念ながらこちらは、実績が目標を下回りました。22年度よりも23年度のほうが実績値は延びているのですけれども、目標値は下回ったということでございます。

②自立のきっかけづくりです。NPO等が実施する青少年の社会参加促進及び青年育成事業への参加者数、こちらを指標としております。こちらは、事業を実施しておりますNPOの一つが、23年度は大幅に事業の実施回数をふやしたことで、参加者数が大きく伸びまして、目標を上回っております。

次に、③地域での見守りです。子ども110番ステッカーの協力者数を指標としております。緊急時に、子どもたちが避難できるよう、地域の方々に協力をお願いしまして、通学路を中心に、住宅やコンビニなどの店舗に子ども110番のステッカーを張り出していただいております。区立小学校PTAと連携しまして、毎年ステッカーの協力者数をふやしていくことを目標としております。こちらは、目標を実績が上回っております。

指標の達成率ですけれども、100%以上のものと、100%未満のものが併存しておりますので、評価としてはBとなります。

中項目全体の成果課題ですけれども、青少年健全育成のために活動しております団体は、地区対のほかにも青少年委員やPTA、NPOなどさまざまございます。ことし地区対は50周年を迎えましたが、50年前とは当然子どもたちを取り巻く環境も大きく変わっております。改めまして、各団体の役割を確認し、時代に即した活動のあり方を整理する必要があると考えております。また、地域活動を支えていただく新たな担い手を見出していくことも課題となっております。

4、政策・施策に影響を及ぼす環境変化としては、全国的に、子どもたちを巻き込んだ事件・事故が多発していることから、一層子どもたちの安全を守る取り組みが求められていると考えております。

6、今後の方向性ですが、先ほど中項目全体の課題としても述べましたように、地区対の本来の役割を振り返りながら、時代に即した事業展開を図ってまいります。また、NPO等の特性を生かした事業の定着、参加者の拡大を図ります。さらに、子ども110番事業の協力者の拡大を目指してまいります。

青少年の健全育成は以上です。

○辻会長 それでは、皆さん子育て・教育分野につきまして、ただいま説明がありました。効果についてはなかなか長期で見ないと本当の成果がはかれないものというのはありますが、長期で見ないと成果がわからないというのはそれはそれで困りますので、いろいろ苦勞して工夫をしてもらって、一応指標を立ててもらいました。この点も踏まえまして、皆さんのほうで、ただいまの子育て・教育分野につきまして、何かご意見、ご質問があれば発言をお願いします。いかがでしょうか。

○伊與委員 この3階にキッズルームというのが併設されておりますが、区内でキッズルームと

というのは何か所、それから利用率はどれくらいあるのでしょうか。それが1点です。

それからもう1点は、区長さんが率先して育児休暇をおとりになられましたけれども、職員の皆様方、特に男性の取得率というのは上がっているのでしょうか。

○**社会長** 事務局、お願いします。

○**佐藤男女協働子育て支援部長** キッズルームといたしましては、こちらのシビックセンターの中にありますキッズルームシビック、それから目白台にキッズルーム目白台ということで一時預かり事業を実施しております。ちょっと利用率等につきましては、今数字を確認しますのでお待ちください。

それから、今、育児休業のお話が出ました。なかなか男性の育児休業というのは、やはり給与が出なくなる期間があるということもありますので、育児休業という形ではなく、育児休暇というぐらいの長さであれば、私どもの区役所の中でも職員が少しずつは取得しております。ただ、女性はやはり育児休業という形で、1年とかの単位で休んでいることがあります。

○**林職員課長** 区の男性職員の育児休業取得者でございますけれども、平成22年度が1名、23年度が1名、24年度が2名で、これまで4名の取得でございます。

○**社会長** 今のは休業のほうですね。休暇のほうではなくて。よろしいですか。

その他いかがでしょうか。

○**武智委員** 中P連代表の武智と申します。教育の件で、2ページ目の指標のところ、②の地域ぐるみで学校教育を支援する活動の推進というところの数字が出ているのですが、ほかのところは小学校、中学校と分けてあらわされているのですけれども、ここだけ小・中一緒になっていたと思うのですけれども、それは分けることはできないのでしょうか。いかがですか。

○**社会長** 事務局、お願いします。

○**藤田教育推進部長** もちろん数値には内訳がございますので、分けることは可能でございますが、地域のボランティアの方のご協力をいただいていたのが、この指標をつくりました22年度では、主に小学校でございました。スクールガードにしましても、学校支援地域本部にしましても、ほとんどが小学生主体のボランティア数ということだったのですが、ことし24年度から中学校にも2校、学校支援地域本部というのが広まりまして、徐々に、小学校とはまた違った形でボランティアの支援を受けるようになりましたので、将来的に指標を見直すときには、小学校、中学校を別にすることも考えられるのかなと思っております。

○**武智委員** ぜひ、今年度から中学校ができたということで、そういったところもちょっと触れておいていただいたほうがわかりやすいのかなと思いますので、ぜひお願いします。

○**佐藤男女協働子育て支援部長** 先ほどご質問いただきましたキッズルームの利用状況ですけれども、キッズルームは登録をした上で利用していただくというところから、登録者数、それから延べの利用者数ということでお答えさせていただきます。

キッズルーム目白台につきましては、平成23年度、登録者数は891人、延べの利用者数は

2, 149人です。キッズルームシビック、こちらは登録者数が2, 601人、延べの利用者数は、5, 117人でございました。

○**社会長** 先ほどの質問よろしいですか、一応。事務局、よろしいですか。

○**武智委員** ぜひそういう地域支援本部が中学校にも2校あるということ、どこかに触れておいていただいたほうがいいかなと思いますので、よろしくお願いします。

○**社会長** お願いします。

○**高橋委員** 子育て支援のところで、①と②の子どもの健やかな成長と子育て家庭への健康の支援のところで伺いたいことがあります。この目標値なのですけれども、パーセンテージとあと件数で書いてあるのですが、これは予測される出生件数の64%、それが例えば平成23年度で言ったら1, 088件ということでしょうか。

それから、この訪問を受ける対象ですけれども、生後4カ月までということでしょうか。

それから訪問時期ですけれども、いつぐらいからいつぐらいまでを訪問するのか、それから、恐らく事前に連絡が各家庭に行くのではないかと思うのですけれども、どのぐらいのタイミングで連絡が行くのかということと、すみません多くて。あと、訪問は平日の昼間に限っているのでしょうか。

よろしくお願いします。

○**社会長** それでは、事務局お願いします。

○**宮本保健衛生部長** 保健衛生部長の宮本でございます。私からこの件についてお答えいたします。

こんにちは赤ちゃん訪問事業は、生後4カ月までの乳児のいる全てのご家庭が対象となっております。出生通知書をお出しいただいた方から訪問していくやり方をとっております。ただ、全ての方が出されるわけではございませんので、4カ月健診の対象者のリストと突合いたしまして、通知書をお出しいただけない方について把握して、訪問をするという仕組みをとっております。タイミングですが、出生通知書が届いて、自宅にいらっしゃることが確認できた方から、なるべく早い時期に電話連絡をして訪問いたします。基本的には平日に訪問させていただいております。ただ、事情がある場合もあり、日時をその方と相談させていただいたうえで行うようにしております。

○**高橋委員** ありがとうございます。なぜご質問させていただいたかと言いますと、私は子どもを産んだときに、実は文京区ではなかったのですけれども、やはり区のほうから、他区だったのですけれども、保健師さんに訪問いただいて、実はすごく不安で心待ちにしていたのです。それで、私も育児休業をとりましたので、別に育児休業の間でしたらいつでも平日の昼間よかったですけれども、もしかすると、育児休業をとらないで仕事に復帰される方も最近はおふえていらっしゃるのかなというふうに思いまして、そうすると、例えば遅くなると、平日の昼間というのはなかなか難しいのではないかと思いますので、それでちょっとご質問させていただきました。

ありがとうございます。

○**社会長** それでは、どうぞ。

○**平井委員** 2ページのこの文章の中に、区費による非常勤講師とか、指導力のある非常勤講師と、わざわざ非常勤講師という名称を出していますが、例えばどういう人を想定して依頼しているのでしょうか。

○**社会長** それでは、事務局お願いします。

○**北島教育指導課長** 教育指導課長の北島でございます。

課題のところに非常勤講師のことを掲げてございますけれども、確かな学力育成事業として、東京都から配置をされている教諭、主幹教諭、主任教諭と呼ばれる常勤の教員に加えて、教員資格を持っている者を区で非常勤の講師として任用し、少人数指導、あるいは学校の状況に応じた指導に活用しているところでございます。課題として挙げさせていただいたのは、指導力のある非常勤教員について、継続的にその任用を図っていく必要があると、そういったことを課題として挙げさせていただいております。

○**平井委員** 指導力があるのは大変結構なのですが、書いてあるだけだと、絵に描いた餅になってしまうかなと思って、つまり常勤ではいけないのかなといろいろ考えるのですけどね、素人は。そういうことです。

○**北島教育指導課長** もちろん常勤に加えてという意味合いでございまして、当然こういった取組では、学校の教員の全体の指導力を向上するということは大前提として考えてございます。

○**平井委員** どうもありがとうございました。

○**菅委員** 菅です。ちょっと子育て全般、小学校、中学校も含めてなのですけども、特に中学校のところで、今年度行わなかったというご説明があったのですが、例えばそのかわりに行ったこととして、例えば震災においてこうするべきだというような取り組みをなされたかどうか、そういった試みはあったのでしょうか。

○**藤田教育推進部長** 23年度実施しなかったというのは、全国学力・学習状況調査でございまして、これにつきましては、小学校6年生、中学校3年生が全国対象の学年でございまして、全国の調査がなかったために、区独自で民間の学力調査を扱う会社の、市販の学力調査を受けまして、その会社の学力調査を受けた全国平均と、区の平均というものを比較しております。学力調査をするのはなぜかといいますと、理解度で足りない部分はどこなのか、もう少し生徒・児童に教えて、理解してもらわなければいけない部分はどこなのかというのをしっかり把握しまして、それに沿った授業改善のプランをつくって、よりよくわかってもらうというのが目標ですので、そういう目的としては、別種のものを実施しております。ただ、本当の意味での全国調査ではありませんでしたので、今回はこの表に記載していないというものでございます。

○**菅委員** ちょっとお聞きしたかったこととは違ったんですけども、まず指標として自ら学び考え課題を解決する子どもの育成というものが、単に全国学力調査ということではどうなのかとい

うのは正直なところ思うのです。それは区独自の何かであるのかということと、私がお聞きしたかったのは、今回震災があって、その中でも、震災でみずから考えたとか、例えばそういった子供の成長の一つの機会であるとか、学校運営のよりよいものというような取り組みが行われたのかというご質問なのです。

○**辻会長** 事務局、お願いします。

○**藤田教育推進部長** 後段の部分は指導課長のほうからご報告させていただきますが、前段につきましては、こちらは指標でございますので、あくまでも数値として3年間安定的にお示しできるものということで設定しております。私どもも学力調査における学習状況で、わかったというお子さんの数だけでこちらの項目ははかれるとは思っておりませんが、この項目に最も近い数値化できるものは何かということでこちらの指標を選ばせていただいております。

○**北島教育指導課長** 震災を受けて、調査が実施できずに、この指標に沿った形では実施はできませんでしたが、ただ、これに代わるものとして、やはり子どもたちの学力をしっかりとつかむという点において、やはり何らかの調査を実施する必要があるというように捉えまして、昨年4月の段階で文部科学省が調査の見合わせを公表してございましたので、これに代わるものとして、区が独自で業務委託によって行っている調査を実施したところでございます。

また、震災に関連してという内容についてもご質問がございましたのでお答えしますと、この大震災を受けて、例えば東京都教育委員会が副読本3. 1 1を忘れないという冊子をつくって、それをもとに防災、それからいわゆる災害時の対応について、あるいはこの災害を受けた被災の状況等を捉えて道徳の指導を行うであるとか、そういった取り組みは、昨年度今年度と継続して行っているところでございます。

また、あわせて防災教育としては、区独自での取り組み等も今、学校等の進捗を見ながら検討しているところでございます。

○**菅委員** すみません、幼稚園、保育園、そういったところでの震災に関する取り組みというのは何かございますでしょうか。

○**辻保育課長** 保育課長の辻と申します。保育園についてお答えをさせていただきます。

保育園では、3. 1 1の後、まず園長たちのほうで防災マニュアルというのを全てゼロから洗い直しをして、改めて自分たちがこのような大きな震災が発生したときに、どのような対応をしていくのかということ、園長会の中で何回も何回も見直しをしております。その中で、実際に毎月行っている避難訓練、あるいは9月に行っております引き取り訓練、このような中でも、3. 1 1を意識した形での訓練といったものを取り入れたり、あるいは給食室のコンロを使わない、いわゆる卓上コンロでご飯を炊いたりとかいうようなことをやったりというふうなことで、いろいろ試みをしているところでございます。

また、3. 1 1を受けまして、基本的に保育園の建物は耐震改修がほとんど終わっておりますので、基本的には外に逃げるということは想定していないのですけれども、ただ、中にいて安全

を確保するというふうな観点から、中のものが動かない、落ちないというふうな対応をするための調査をして、それに対する工事を行い、保育室の中で安全にある程度みんなが過ごせるような環境といったものをつくってきたところでございます。

○菅委員 個人的な震災関連の意見としましては、私は保育園と、あと小学校に子どもがいるのですけれども、まず先日の引き取り訓練がそれぞれ別途の時間帯に行われたということがありました。あとそれから育成室にも通わせていただいているのですけれども、その日程についても別途行われたのです。その全体の連携がなかなかちょっと見えてこないということがございまして、区の全体としてそういった防災の取り組みというのをどのようにされているのかについては、すごく感じるものがございましたので、意見として、今後、全体の引き取り方です。どうしても、家庭で何人もお子さんがいらっしゃるところもありますし、それがどういう形で引き取られて、安否確認がされるのかという全体像をちょっと示していただきたいなと感じた次第です。

○辻会長 事務局、お願いします。

○辻保育課長 今年度行いました引き取り訓練につきましては、ある程度来年度以降に向けても解決すべき課題があるなといったところは認識しております。今回、小学校のほうでまず引き取り訓練をこのようなスケジュールでやりますよという計画が出されましたので、保育園その他も同じ日というふうなことで追っかけて、ある程度整合性をとっていきましょう。ただ、実際にはそれぞれ給食を食べてから引き取りとか、あるいは給食を食べる前に引き取りですとか、あるいは保育園と小学校のほうでどちらを先に迎えに行ったらいいのかとかいうような、そういうすり合わせまで今回はすることができなかったのですけれども、今回の反省を次年度以降に生かしていければというふうに思っております。

○北島教育指導課長 幼稚園のことに关しまして補足させていただきます。

幼稚園につきましては、先ほど保育課長から話があったように、小・中学校と幼稚園のほうで防災教育を進めているところです。当然、学校防災計画、この見直し等は行うとともに、避難訓練等も適宜見直しを行ってございます。

それから、今年度学校安全アドバイザー派遣事業というものを実施しております、これは幼稚園、小・中学校の防災計画の見直し、それから校内施設等、それから避難経路等の確認等をアドバイザーを派遣して専門家から指導を受けております。

それから、あわせて幼稚園に关しましては、東京都の教育委員会の安全教育推進校、この事業を明化幼稚園で実施をしてございまして、11月1日に公開予定でございまして、そういったところが幼稚園の取り組みでございましてけれども、また避難訓練に关しましては、やはり教育課程上に、その当日が午後まで授業がある、あるいは午前保育であると、そういった状況がございましたので、中学校、それから、基本の引き取りのものとしては、大きな学年のお子さんから順番に引き取っていくということを、仮の発災時には想定してございましてけれども、当日の避難訓練としては、教育課程上の、いわゆる終了の時間がございましたので、発災時間を午前と午後

で統一して、例えば小学校に行ってから幼稚園に行っていたとか、実際には中学校が最初なのですけれども、中学校は午後まで授業をしてございましたので、ちょっと別に考えてと。まずは幼・小・中が全校一斉に同じ日に訓練を行うことを一義に考えて、ことしの9月3日は実施をしたところでございます。

○上野委員 今のお話で、私は子供を私立幼稚園に入れているのですが、ちょっと区立幼稚園とか区立保育園が主体で、私立幼稚園や私立小学校、中学校などの連携はとれているのかというのが、何かお話を聞いていて、主体が区立の幼稚園、保育園ばかりなので、そのところを教えてくださいたいのですけれども。

○小野澤総務課長 私立幼稚園について総務課のほうで所管しておりますので私から。

私立幼稚園と区立幼稚園のそれぞれ課題については、定例的に、年一度は大きな会議を持つというのは定例化しているところでございますが、近年の、先ほどからの課題でございます子育て支援という観点からは、今年度については、かなりの会議を重ねておまして、いわゆる待機児対策につきましても、私立の皆様にも、区の状況を詳しくご説明しながら、来年度以降さまざまな面で連携をさせていただくというようなことも議会でも報告をさせていただいたところでございますし、また安全・安心の面でも、なかなか防災という面で一緒にというところは難しいですが、いわゆる日常的な安全を確保することについては、区と同じような方法をとっております。

○辻保育課長 保育課長でございます。保育園につきましても、当然、私立の保育園というのもございます。保育園のほうにつきましては、私立の保育園、それから認証の保育園、それから区立の保育園、これはそれぞれ連絡会というのを設けておまして、そういったところでの情報の共有、それから区のほうで、例えば今回のような引き取り訓練を行う際には、区ではこういうふうにやりますというのを全てお知らせするというふうな形で、ある程度それに乗れるということであれば一緒にやりましょうと。それぞれの法人の運営方針によって、自分のところでやりますよというところであれば、それを尊重するというような形で進めているところです。

○辻会長 では、続けてお願いします。

○上野委員 ありがとうございます。別のお話なのですけれども、1ページ目の2番のすべての子育て家庭の支援というところで、在宅子育て家庭の支援というのは、この一時保育のみで、ほかはないのでしょうか。お願いします。

○辻保育課長 保育課の観点からちょっとお答えをさせていただきます。

ことし4月現在の未就学児童の人数は、9,200人ぐらいで、このうち保育園を使われている方というのは、2,700人ぐらいですので、6,500人ぐらいが在宅子育てのお子さんということになります。そうしますと、6,500人の子育て家庭に何ができるかということなのですけれども、その一つが、こちらのほうの一時保育、それから、ほかに子育てひろばというのが文京区の中には3カ所ございます。こちらの区役所の5階にも、びよびよ広場というのがあって、こちらのほうはいわゆる在宅子育ての家庭の方たちがお子さんを連れて、親子でやってきて、

半日ないし1日過ごすというふうな施設。それから保育園のほうでは、いわゆる月1回なのですがけれども、在宅子育ての方を保育園に招いて、健康診断をやってみたり、あるいはいろいろなイベントですね、講演会をやってみたりというふうな形で進めさせていただいているところです。やはり、こういったような事業をこれからも可能な限り資源を活用してやっていければというふうに思っているところです。

○高橋委員 高橋です。本日のテーマにちょっと合うのかわからないのですがけれども、今の防災の引き取り訓練ということで、ちょっと思うところがあるのでお伺いしたいのですがけれども、去年の3月11日の震災のとき、区立の中学校は安全の確認をした後、一斉に集団下校という形になりまして、それで、私はすごくびっくりしたのですがけれども、私も通勤にはドア・ツー・ドアで普通に交通機関が動いていれば、45分、50分以内に行けるのですがけれども、当日歩いて帰りまして3時間半以上かかったということがあったのですがけれども、それでちょっと意見を言いまして、そうしたら中学校も親、基本、どうするかと選べたのです。親が引き取りにくるまで学校で預かっていただく、あるいは1人で帰してくださいとかいろいろ選べたのですがけれども、私は、親が引き取りに来るまで学校で預かっておいてくれということをお願いしたのですがけれども、その場合、気になるのは、いつまで預かっていただけるのか、あるいは、そのために、多分先生、あるいはどなたかが子どもの面倒を見るために、そこの場においてくださらなければいけないのですがけれども、そういう体制というのは今、保育園もそうなのですがけれども、幼稚園、保育園、それから小学校、中学校、どういうふうな体制になっているのかなと思ひましてお伺いしたいのですがけれども。

○藤田教育推進部長 緊急時お子さんが保育園、幼稚園、学校にいるときに発災をいたしまして、今、原則親御さんが引き取りに来られるまでお預かりするという方針でございますので、その場合には、最後までお預かりしている1人を引き取りに来られるまで、そちらの職員が残ってお預かりするという体制でございます。現に、保育園などは、3.11も、翌日の6時45分に最後の保護者の方がお迎えにいらして、園長、保育士等で保育を継続していたというのもございますし、事業所として、保育園、幼稚園、学校等にも、避難所とは別の備蓄の食品であるとか毛布類も順次備えていって、お預かりする体制を整えていこうとしているところでございます。

○高橋委員 ありがとうございます。

○辻会長 どうぞ。

○東田委員 2ページ目の不登校出現率のところでお伺いしたいのですがけれども、率で言いますと、小・中学校とも若干の改善という形になっておりますが、これは実数で、22年度何名から23年度何名になったかということをお伺いしたいのと、それから、22年度、不登校のお子さんのうち、何人の方が学校に戻られて、逆に、何人の方が新しく不登校になられたかという、その実質推移をまず教えていただけますでしょうか。

○北島教育指導課長 教育指導課長でございます。

まず、小学校につきましては、平成22年度が30名でございました。

そのうち、7名については、その年度内に学校復帰をしてございます。

それから、23年度は28名、23年度内に保健室登校等も含めて6名は登校できるようになってございます。

中学校のほうは、平成22年度が69名で、そのうち13名が学校復帰をしております。それから、23年度につきましては65名、69から65になったのですけれども、学校の復帰としては、65名のうち22名がその年度のうちに保健室登校、相談室登校を含めての数でございますけれども、登校できるようになっております。

○東田委員 というふうに見ますと、ほかの、ここまで見ている指標というのは何千人とかいう単位で、率でもってメルクマールにするのは、ある程度そういうことなのだろうと思うのですけれども、この何十人という単位だと、ある程度個別対応で、もう本当にお一人お一人対応していくということが多分肝要なのかなと思うのですけれども、具体的には、こちらの所見に書かれておられる区不登校対応チーム、こちらの活動の具体的なところをちょっと教えていただけますでしょうか。

○北島教育指導課長 不登校対応チームについては、昨年度から組織をして活動しておりまして、メンバーとしましては、教育センターの専門の臨床心理士、それから、スクールソーシャルワーカー等々から、それから学校、いわゆる教育相談アドバイザーといった形で組織をしてございます。

具体的には、例月というか、一定期間ごとに不登校の児童・生徒の状況の報告が学校からなされていますので、その1件1件について、詳細な聞き取り等も行いながら、場合によってはなかなかご家庭とつながらないケースがございますので、その場合は、この不登校対応チームが学校が家庭訪問等もして、登校についてご家庭にもお話をしながら、本人に働きかけると、そういったことも取り組みとして個別対応で行っているところでございます。

○東田委員 結構です。

○社会長 どうぞ。

○平井委員 2ページの話なのですが、小学校、中学校の先生方が地域住民との交流を深めるといのはとてもいいことで、今どの小学校も、どの中学校も、一生懸命地域と交流するような雰囲気をつくっておられる。それはそれでよろしいのですが、私が直接聞いたのではないので不確かですが、苦情があって、学校の周辺の住民から子どもの声がうるさいという苦情があるということです。そうすると、それに対応して、結局子どもを静かにさせちゃうような方向で動いてしまうというのですが、私は、子どもが学校の中でうるさいというか、元気なのは結構なことなので、むしろ回りの住民の皆さんに対する啓発運動みたいなことは教育委員会かどこかでなさるといいのではないかなと思います。

○藤田教育推進部長 ありがたいお言葉をいただきまして、学校だけではなく、幼稚園、保育園

も子どもの声がうるさい、運動会の練習がうるさいという声は、実はよく聞かれます。近隣の生活騒音でも、知らない子どもや知らない家庭の立てる騒音は我慢できないけれども、知り合いになって、知っている子どもたちの立てる騒音であれば、多少の我慢ができるというのもございますので、ご近所の方たちを行事にお誘いをしたりとか、よく学校を知っていただいて、ご近所には病気で伏せていらっしゃる方もいらっしゃるかもしれませんので、学校も可能なところは静かにするし、ご近所の方にも、多少は我慢していただくというのを行事へのお誘い等でやっていきたいと思っております。

○平井委員 その苦情を言う方は病気で寝ておられたりする方じゃないんですよね、おそらく。元気で、自分の何かの都合で子どもがうるさいという、そういう苦情にみえます。そのあたりは、区の教育委員会かどこかが、その苦情を言った方を説得するぐらいの気合いで教育に当たってもらえれば、教育が本当にできるかなと、私は思うのです。子どもが元気だというのは、社会が元気だということなので、子どもを黙らせて生きていたら、社会が本当に沈んでいってしまうと私は実は思っているのです。

それから、さっきのいろいろな、3. 1 1の話がありました。あっちの元気さも、子どもをやはり元気にさせるということがとてもポイントなんです。つまり、元気な子どもを見ると大人も元気になるのです。ですから、そのあたりをよく、我々がみんなで見合っていきたい。それは集合住宅の2階で騒がれては困るから、それはしつけですよ。だけど、小学校の中で子どもが元気な声を出しているのに、黙れというしつけはないんですよね。だから、そのあたりをよく認識をしていただきたいと思います。

○社会長 事務局何かありますか、加えて。

○北島教育指導課長 ありがとうございます。確かに、先ほど部長からもお答えいたしましたけれども、特に行事、それから、いわゆる学校によっては鼓笛等の活動も行ってございます。確かに練習の過程の中では、朝練ですとか、部活動などですと、放課後などもそういった形で近隣の方に、ともすればご迷惑をおかけするような状況も生じることは確かでございます。ただ、行事等におきましては、学校から丁寧に近隣の方にはこういったことで、行事でご迷惑をおかけしますがということは例年、どの学校もお声かけさせていただいておりますし、逆にそういったことをお届けする中で、温かい、頑張ってもらいたいというようなお言葉もいただいておりますので、一義的には、まずは、近隣の方、いわゆる地域の中の学校ですのでご理解をいただきながら、よりよくしていければというふうに考えている次第でございます。

○平井委員 どうぞよろしく願いいたします。

○社会長 そのほかいかがでしょう。

○小林委員 小林博と申します。教育の面での質問について、5点あります。また、青少年の健全育成で1点、合計6点あります。今までに出された質問の中にもあり、一部重複するところもありますが、一応お話しさせていただきたいと思っております。

まず一つ目は教育の面で、不登校対応チームについてです。先ほどの説明の中で、家庭訪問や相談ということですが、情緒的な面でなかなか学校に来られない、集団になじめない、別な意味での心的な面での弱さのある子どもたちだとすれば、なかなか相談だけで登校できるような状況ではないのではないかというように思います。そういう中で6人、7人が復帰しているということは、相当な結果かと思えます。相談以外に、例えば、適応指導教室のような形で、不登校や学校には行けないけれどある場所には行けるといようなそういう対応があるのかどうかということが1点です。

それから二つ目は、①の学力調査のところですが、取組状況・成果には、都や区の学力調査というようにあり、グラフのほうでは全国学力調査と示され、これは文科省のものだと思います。都や区、全国と三つあって、三つのうちの全国はやらなかったのかと思えますが、都と区はやったのかと思えます。そうしますと、全国はやらなくてデータが出ないけれども、都や区のものをやっていたとするならば、そういうものも何か参考資料として、今回の成果に出していただけるといいのかと思えます。そういう中で、話がちょっと学力調査からずれるところもあると思えますが、質問の数にすれば三つ目になるのかもしれませんが、授業改善プランについてです。中身はどのようなものかちょっとよくわかりませんが、これは、学力調査をもとにして、その結果を踏まえて授業をどう改善していくかというプランだと思います。学力調査をやっていないとするとこれはつくってあるのでしょうか。もしつくってあるとするならば、都や区のものをもとにして作成しているのでしょうか。授業改善プランと学力調査がセットになっている状況の中で、どのように23年度は授業改善プランを作成し、推進してきたのでしょうかということが質問です。

2点目なのか3点目なのかちょっとわからなくなりましたが、次の質問です。課題の中に、先ほど出ました指導力のある非常勤講師ということが示されています。どのような人が非常勤講師になっているのでしょうか。指導力のある非常勤講師というのはどんな方がそれを担っているのでしょうか。講師といいますと、先ほどの常任の教員よりも、専任の教員よりも、非常勤ですので、ややもすると、臨時的な立場の方が担っているのかと思えます。そういう中で、常勤の教員よりも指導力があるということであれば、一体どのような方が非常勤講師として区が採用し、各学校に配置されているのでしょうかということです。

それから、次の質問ですが、指標に示された課題の中に、思考力・判断力とあります。一方、方向性の中に、新しい学習指導要領の全面実施を受け、というように書いてありますが、新しい学習指導要領では、表現力を重視しています。特に言語活動については今回の改定の目玉になっているのかと思えます。そういう状況の中で表現力が抜けているというのはどういうことなのかということが質問です。

ちょっと数がばらばらになってしまったかもしれませんが、これが教育のほうの内容の質問です。

それからあと、青少年育成のほうですが、何か所かに出てくる文言です。例えば①の課題の中に、青少年地区対策委員会が、時代の変化に沿ったものである必要があると書いてあります。ということは、逆に時代の変化に沿っていないということなのですが、そのことが中項目全体の成果・課題の中にも時代に即してはいないというようなことも書いてあります。今後の方向性の中にも時代に即していないというようなことも書かれています。この時代の変化に沿っていない、あるいは沿うようにするにはどうしたらいいのか、この部分の内容の面がちょっとわからないので教えていただけると助かります。

数が取りとめなくなりましたが幾つか質問させていただきました。お願いいたします。

○**社会長** では、教育五つに青少年一つですね。

事務局、お願いします。

○**北島教育指導課長** では、5点、教育でいただきましたのでお答えします。

まず、不登校対応チームにつきまして、関連で、適応指導教室、実際に西片に私ども適応指導教室を持ってございます。ふれあい学級という名称で。実際に今、小学生も含めて、学校になかなか登校できないお子さん方を、そのうち何名かがそちらのほうで適応指導を受けている現状がございます。ただ、中にはやはり適応指導教室にもなかなか行けないというお子さんがおりますので、そういったお子さんには、先ほどの不登校対応チームが直接、スクールソーシャルワーカー等が家庭訪問してというような、そういった取り組みを行っているという話でございます。

それから、2点目の学力調査についてでございますけれども、都、区の調査とあわせてという部分なのですが、実際には、小学校4年から中学校3年まで、いずれかの調査を実施できるような形を現状とってございます。小学校4年が区、5年が都、6年が国、それから中学校では、中1が区で行い、中2が都の調査、それから中3が国の調査という形で現状行っておりまして、小4から中3までが、いずれかの方法で学力調査を実施して、児童・生徒の学習状況を把握するという取り組みをしてございまして、昨年度につきましては、このうちの文部科学省の調査が見送られたことに伴いまして、小4、中1で行っている区の調査を小6、中3版として代替実施したということでございます。したがって、昨年度については、授業改善推進プランは、区で実施をした調査、小4、小6、中1、中3、それから5年生と中学2年で都の調査を実施してございますので、この調査結果を踏まえて、各学校が授業改善プランを改定をし、それを10月以降、保護者、それから地域の方々に公開するという取り組みを昨年度も行っております。それが2点目、3点目。

それから4点目でございますけれども、これにつきましては、いろいろな形で区の講師は任用してございまして、それまで、いわゆる非常勤講師として継続して一定の学校で任用して活用している、いわゆる講師の中でも非常に指導経験の長い者から、それから講師が交代する場合もございまして、そうしたときには、東京都のほうに登録している人材、あるいは文京区のほうに直接登録する形の人材の中から人選をしまして、面接の上、配置をするようなことをしてござい

ます。実際に主体となるのは、先ほど申し上げましたように、いわゆる常勤の教員でございますので、これを支える意味で、いわゆる副担任であるとか、それから少人数指導のあるグループを指導するのがこのいわゆる講師の役割になりますので、その部分を担う講師の指導資質の向上というものも一つ課題となってきます。実際に講師の中には、東京都の教員採用試験を受験していて、採用されると変わってしまうというようなこともございますので、そういった意味で、経験のある講師が時々抜けるときに、その補充についても課題であると、そういった意味も含めてここには載せた次第でございます。

それから5点目の、表現力につきましては、委員ご指摘いただいたとおりでございますが、確かに思考力・判断力・表現力、これは意図的に表現力をここから抜いたという意味合いではございません。ただ、調査を踏まえた指標を設定してございますので、調査や問題の回答からはなかなかはかりにくい部分であるのが表現力ということになるかと思えます。したがって、もちろん学校は、思考力・判断力・表現力を培うために言語活動の充実ということを中学校も小学校も努めているところでございますし、先般の協力校の発表なども、中学校は言語活動を充実した思考力・判断力・表現力の育成ということをテーマに取り組んでおりますし、また東京都も、言語能力向上事業推進校、私どもも1校、関口台町小学校がその事業等を実施してございますけれども、当然、表現力まで含めて確かな学力というふうに教育委員会としては捉えてございます。

○木幡児童青少年課長 児童青少年課長の木幡でございます。

今、地区対関係のお話がありました。そもそも、この青少年対策地区委員会なのですけれども、これはどういう団体かと申し上げますと、地域社会において青少年の健全育成を図ることを目的とした、さまざまな事業を行うとともに、地域の環境浄化に努めている、自主的な団体になっております。文京区の場合、九つの地域に分かれた形でさまざまな事業を展開しております。そもそも、この青少年地区対策委員会は、昭和37年に青少年の健全育成活動、それから青少年をめぐる社会環境の浄化、それから働く青少年の指導育成、家庭及び両親教育の振興などを活動目的として設置されたものです。先ほど時代の変化という言い方がございましたけれども、この間、時代の大きく変わったところと言いますと、青少年自身の意識ですとか、価値観ですとか、生活様式が多様化するというような、そういう社会環境の変化ですとか、それから子供のあり方ですとか、地域活動の部分でのかわり方ですとか、さまざまな部分で大きく、そもそもの役割から変わってきていると考えております。また、この名称も、青少年委員というのが別にあったりということで、その辺のところの役割も含めて、今後どのような形での役割を果たしていくのが地域活動にとっていいのかという、その辺のところも含めた形で、今後役割の部分も含めて考えていきたいと考えているところでございます。

○辻会長 よろしいですか。

○小林委員 はい。

○菅委員 すみません、もう一度発言させてください。

1 ページのところの一時保育についてちょっとお伺いしたいのですが、一時保育、先ほど別途、一時保育だけの施設もあるというようにお話だったのですけれども、普通の保育園でも一時保育を行っていると思うのですが、それを全体合わせた数字であると思いますが、今、値上げのお話があるということで、たしか一時保育の価格がかなり上がるというふうに私、ちょっと今数字は持っていないのですがすけれども認識しております、育成室も今後上がるのですが、そういった、今回全体的に見直された価格体系で、大幅に上がるものについて、利用しにくくなるのではないかと、そういった声があるかもしれないと思いますので、そういったところのちょっと情報をいただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○**社会長** 事務局、お願いします。

○**辻保育課長** 保育課長でございます。

一時保育につきましては、一時保育専用の施設が2カ所、そのほかに保育園のほうでは緊急一時保育というのと、それからリフレッシュ一時保育というふうな事業を行っております。

保育園のほうで行っているこの一時保育事業というのは、そもそもは緊急一時がメインということだったのですけれども、利用状況等からしまして、やはり利用する理由を特定しないリフレッシュ一時保育というふうな形の需要が非常に多いということで、今、園の拡大をしながら受け入れを行っております。緊急一時保育につきましては、こちらは利用料金についての見直しは予定しておりません。リフレッシュ一時保育、それから専門の一時保育のほうにつきましては、今回利用料金について見直しをさせていただいて、現在、1時間600円で行っておりますけれども、これが1時間700円ということで、100円の値上げという形で対応させていただく予定です。

○**菅委員** たしか、目標値としてはもう少し高かったような。ちょっと私の間違いかもしれませんが、今回1年後に値上げするのはその金額ということだったのですのではないのでしょうか。ちょっともう一度お願いします。

○**辻保育課長** 一時保育のほうにつきましてはそのようなことはございません。今回のこの100円の値上げだけで、今後3年間そのままです。3年後に、またそのほかの使用料等とあわせて見直しという予定になっております。

○**菅委員** すみません、あと育成室についてもなんですが。

○**木幡児童青少年課長** 育成室につきましては、今回、行財政改革推進計画で、受益と負担の適正化ということで、今回一定の見直しを行いました。現在、育成室については、年間約6億円の経費がかかっております。それを、利用している子どもの数で割って、それをさらに12カ月で割った数字というのが約1万500円です。試算としては1万円としてございます。現在文京区の育成室の保育料は1月4,000円ですので、激変緩和の措置をとって、25年、26年、27年度で5,000円、6,000円、7,000円と見直していくものとしたところでございます。

すみません、説明に誤りがありました。年間約6億円かかっていて、1人あたりにかかる額は

月4万2,100円で、育成室の社会的な要素を考慮して、利用者には、そのうちの25%を負担していただくという形にしておりますので、約1万円と試算しております。試算との乖離はありますけれども、激変緩和ということでこの3年間の保育料については、今申し上げた金額で対応していくというものでございます。

○菅委員 今回、そういった価格的な方面での見直しが行われたということなのですが、運用としましても、今、育成室と保育園に預けている子どもの親として感じることをして、余り保育園と育成室の連携がとれていないというのが実際の感想としてはございます。というのは、私の子どもは小学校1年生なので、まだ家で鍵を持たせて待ってもらうことがしにくいということで、育成室から保育園にちょっと行ってもらう、保育園で待ち合わせをしようと考えていたのですが、保育園で待つことはやめてくれというお話がありまして、今、図書館に行ってもらう、図書館で保育園に迎えに行ってから子どもと落ち合っているという状況になっているのです。皆さんおばあちゃんに居てもらったりとか、1年生はいろいろ皆さん工夫して、保育園の迎えの時間とのちょっと若干の違いがございまして、そういった面で苦労されていると思うのですが、なかなか急には鍵を1人で持って家に入ることができませんので、そこら辺のちょっと、後はちょっと忘れ物をしたことに対する、わからないのですが、育成室から保育園に問い合わせがあってもなかなか対応していただけないとか、何かそういう話をちらちら聞くことがありまして、ちょっとそれぞれ多分、課が違うとか、そういった縦割りの話はあるのだろうとは思いますが、今回、子育てと仕事の両立の支援ということで、全体の方針として、価格体系を見直すことも含めた中で、そういったシステムの見直しも行っていただきたいと思う次第です。

○佐藤男女協働子育て支援部長 課は違いますが、部は一緒でございますので、私のほうからお答えいたします。

育成室と保育園の両方にお子さんを通わせておられる方はいらっしゃいます。その際、必要な連携はとるように動いてはいるのですが、ただ、保育園はやはり保育をしているということがありますので、そこに育成室に通っているお子さんをお迎えまで一緒にお預かりするといった体制は正直難しい部分があります。しかし、必要な連絡であるとか連携であるといったようなものについては、同じ部でもありますし、それぞれ保護者の方が重なる部分もありますので、そこは可能な限り工夫をしていきたいというふうには思っております。

○社会長 よろしいですか。

○菅委員 現状、そういった方針なのはお聞きしているのですが、例えば保育園を卒園した子どもが、後で保育園に向かったときに、ここには来ないでほしいみたいなことを子ども自身に言われてしまうようなこともありまして、やはり同じ先生から卒園した子どもということで、全体の育成のための対策については、個々の先生方にいろいろ、より柔軟な対応をお願いしたいなという。特に、保育してほしいというわけではないのですが、門の前で待っていると、

そういったこともありまして、何人かのお母さんがどうしようかとお話ししたりするのですけれども、そういったことで、公共の図書館とかで待つのもいいかどうかというのもちょっとよくわからないのですが、そういった子ども全体の、帰り道の、後は登校、集団下校の際の道に保育園は入らないのでとかそういうような話で、ちょっと1人で向かってほしいとかということもあつたりするので、ちょっとそこら辺の全体については、ちょっと個別の、個人的な話で申しわけないのですけれども、ただ、皆さんそういうところでは若干戸惑っておられる方が多いので、5歳児クラスの方への説明も含めて、卒園したらどういう体制になるんだということのをちょっと理解できるように、また過ごしやすいように考えていただければなと思っております。

○**社会長** 事務局、お願いします。

○**辻保育課長** 保育課のほうからちょっと言いわけをするわけではないのですけれども、やはり保育園というのは、保育に欠けた就学前の子どもを保育する施設として児童福祉法の中でも規定されているというところがまず1点ございます。

それと、やはりそのこの保育園を卒園した子どもは、その保育園に何らかの形で立ち寄ることができるけれども、保育園を利用していない子どもはそのこの保育園に立ち寄ることは当然考えもしないというふうな状況はあるかと思うのです。ですから、そういう部分で言いますと、やはり保育園というのはあくまでも、卒園をしてしまった場合にあっては、原則としては保育園の利用というのは基本的にはできないというふうに考えていただくのが基本なのかなというふうには思っております。ただ、実際先ほどちょっと例として挙げられたお話というのは、ちょっと私の耳には入ってきておりませんので、どういうふうな経緯の中で来ないでというふうなお話になったのかといったところはちょっと確認しようがないのですけれども、来てしまった子どもを門前払いするようなことは多分していないのではないのかなとは思ってはいます。ただ、次からは保育園にこういうふうな形で来てはだめなんだよというような、次はというような言い方はあるかなと思っております。

○**富田委員** きょうは何時までの予定ですか。

○**社会長** きょうは基本的には8時半までです。

○**富田委員** 評価表に沿ったような議論で進めていただけるとありがたいのですが、それともこういう質疑を延々続けていく予定ですか。

○**社会長** もちろん議論を切ってもいいのですけれども、最初ということもありまして、なるべく抑制的な運営をしてはいけないのかなというところでまず進めていました。

今の点はとりあえずよろしいですか。

○**八木（晶）委員** 八木と申します。これまでに出了た質問に加えてになると思うのですけれども、まず1番目のこんにちは赤ちゃん訪問事業の、訪問率の目標値というのほどのように設定されたのかということで、先ほどの出生通知書を出された方とか、健診のリストでつき合わせられる方というのが、そもそも何%ぐらいなのかというのが、もともと80%ぐらいでこのような目標値

になっているのかどうかということと、また最終的な目標であろう100%は、人員や時間と物理的に可能なのでしょうかということ、人口もふえていっているということですので、追いつくのか心配なので、この目標値をどのように設定していくのかということ、訪問できなかった家庭というのは、家庭側のご事情でこのような形になっているのでしょうかという1点と、2点目は、先ほど出ましたように、常勤の先生方の指導資質の向上の対策ということももちろん考えていらっしゃるということで、具体的にどのような取り組みをなされて、それを今後指標化されることを考えていらっしゃるのか、またそういったことに難しい点があるのかといったことと、これはちょっと今回の内容とは違うのかもしれないのですが、防災ということで、今回防災ヘルメットを震災後すぐに折り畳み式のヘルメットにかえていただくのが、すごく驚くほど迅速な対応をしていただけてありがたいなと感じておりますが、実際に使用した子どもの感想を申し上げますと、うちの子がたまたま体格が小さかったりするためなのかもしれないのですが、ヘルメットがどうしても後ろにずれてしまって、ひもが首に引っかかるというような話を聞いたもので、結構そういうお子さんがたくさんいらっしゃるということで、それを聞いた保護者としては、実際逃げる状況になったときに、首に引っかかった状態でヘルメットに何かが落ちてきたら非常に危険なのではないかというちょっと新たな不安が起こりまして、実際そのヘルメットを取り入れるに当たって、強さなどかは十分に検討されたとは思いますが、実際の子どもの使用に関しての確認がなされたのかといったことについてちょっとお伺いしたいなと思いました。

ここで関係なかったら、これには答えていただかなくても結構なのですが、耐震工事も全て済まれているということで、私は柳町こどもの森なのですがけれども、今年度、園の耐震工事をしていただきまして、本当に保護者は皆感謝しているのですが、耐震工事とともにサッシのゆがみに関してもちょっと危険であるので補修してほしいということをお知らせして要望を出していたのですが、今回は耐震に関する事なのでということで、このサッシのことはしないで、耐震に関する事と、あと壁面の、外壁の塗装をしていただいたのですが、また後で、サッシのゆがみに関してまた要望をお伝えしましたところ、それに関して工事をするとすると、また足場を組むとなるとかなりの予算が発生するという事だったので、同時期に可能であれば、もちろん耐震を最優先に全園で進めるにはやはりそこに絞るべきだとは思いますが、今後何十年か後にまた同じようなことになったときには、耐震工事の際に、足場を組んだときにできる工事をまとめてできれば、やったほうが経済的といいますか、財源を効率的に使うことになると思うので、今後の計画を立てる際には、そういったことも含めて考えていただけたらなということをおもいました。

以上です。

○**社会長** それでは、事務局お願いします。

○**宮本保健衛生部長** こんにちは赤ちゃん訪問事業の目標設定ですけれども、当初は出生通知書で把握することを想定しておりました。それと訪問できない例として、里帰り出産等で区内にいらっしゃらない方もおりますので、このような、若干低目の目標になってしまいました。その後、

4カ月健診の対象者リストから把握できるではないかということで、把握方法の工夫をいたしまして、より多くの方の把握ができるようになった結果、このように実績が伸びているというところでございます。

今後、子どもがふえる場合にどこまでできるかということですが、できる限りやってまいりたいと考えております。100%というのは難しいかなとは思っておりますが、できるだけ100%に近づけられるよう、体制の工夫や訪問員の資質向上などいろいろな面で努めていきたいと思っております。

○北島教育指導課長 2点目の教員の指導力の向上に関してのことですが、まず一つは、学校内において、いわゆる管理職である校長、副校長が教員の指導に取り組んでおります。具体的には、定期的に校長、副校長が授業観察を行って直接指導をする、そういったものが一つ。それから、区のほうでも研修会を、いわゆる職層、それから、いわゆる経験年数に応じた研修会、あるいは教育課題に応じた研修会を、教育センターと教育指導課であわせて28の研修を組んでございます。あわせて、東京都のほうの研修会、それから区のほうで小・中学校、幼稚園もですが、独自に研究会、いわゆる教育委員会が認める形での研究団体を組織してございますので、そういったところに、いわゆる職場を離れて研修を行っております。他校で行われる研究授業を参観し、その協議を参考にするとか、そういったことにも取り組んでございます。

この指標についてのお問い合わせでございましたけれども、これはなかなか数値化であらわすことが困難な内容であるというのが1点。それから、目指すところが自ら学び考え課題を解決する子どもの育成、いわゆる幼児、児童、生徒の育成を主眼としてございますので、その一つの手段として、教員の指導力の向上というのは捉えてございますので、いわゆる直接的な部分というよりも、むしろそれを支える部分というふうに捉えてございますので、その2点から指標として今後考えていくということとはございません。

○藤田教育推進部長 防災ヘルメットでございますが、こちらのほうは現場の声を聴きまして購入を決めた経緯がございます。もともとは折りたたまない形の小さなものだというのもあったのですが、なかなか幼稚園や学校現場では身近に置いておけない、すぐ取り出してかぶれるようないと、緊急時の役には立たないといったときに、つい最近出始めたという折り畳みのヘルメットがございまして、私どもで選ぶのではなくて、現場の校長先生、学校の先生方にそのサンプルを幾つか試していただいて選んだ経緯がございますが、開発し始めの商品ということで、完璧なものではないという認識は私どもにもございますが、一定の強度を保った、安全がある程度確保できる商品ということですので、これから現場のそういう声を聞きながら、今後改善できる場所があれば改善していきたいと思っております。

それから、耐震改修時に、サッシのゆがみの工事もあるべきではなかったかということなのですが、区の工事のほうは個人のお宅の工事とは違いまして、しっかり予算化をした上で工期を決めて発注いたしますので、計画段階でのタイミングがうまく、サッシのゆがみの指摘に合わなか

ったのか、全体的に見て、ほかに優先すべき工事があるので今回は見送るというような判断であったのか、私は直接具体的なお答えはできないのですが、一度にできるもので合理的な範囲であれば、一度にやるべきかなと思いますので、これからも、具体的なケースによって考えていきたいと思います。

○辻会長 最後に、荒木委員からお手が挙がりましたので、これが最後ということをお願いします。

○荒木委員 荒木と申します。二つ質問をさせていただきます。

不登校出現率の件なのですけれども、1点目が東京都の平均値を教えてくださいということ、それから課題として、東京都全体と比較して高い傾向にあるというのですが、これは継続的にそういう傾向なのか、具体的に個別の状況把握をした中で、何か要因となるものがわかったかどうかということをお伺いしたいのですが。

○辻会長 それでは、事務局お願いします。

○北島教育指導課長 1点目の東京都の出現率と比較してということなのですけれども、小学校では、平成22年度が、文京区が0.44、東京都全体としては0.34の出現率でございます。それから、すみません、ちょっと手元に東京都の数値を持ち合わせてございませんが、平成23年度に関しましても、たしか東京都はそんなに大きく変化はしていない数値だったと記憶してございます。それから中学校につきましては、平成22年度が文京区3.31に対しまして東京都が3.07、それから23年度が文京区3.14に対して、すみません、これも手元に正確な数値は今持ち合わせていないのですけれども、2.9幾つだったというふうに記憶してございますので、やはり22、23年度、小中ともにやはり若干東京都の状況と比べると出現率が高くなっております。

それから、やはりこの問題行動等調査による不登校の出現率の調査が始まって以降、やはり文京区は、ここ数年、小学校については東京都を上回るような数値になってございます。具体的には平成22、23で東京都を上回るようになっている現状がございまして。

これは個別のお子さんの様態がございまして、なかなか一概にことは少なくなった、ことが多くなったというのが比較しづらい部分もございまして。実際に不登校が、その年度内に解消される場合もあれば、新たに不登校の状況になってしまうお子さんも出てくるというようなことで、その年その年でなかなか状況については、当然、不登校ゼロを目指すべきところではあるのですけれども、なかなか傾向として、ことはこう、昨年度はこうというようなものが、一言で申し上げにくい状況がございまして。中学校につきましては、平成19年度ぐらいからずっと東京都を上回る出現率の傾向にございまして。近年の中学校の状況ですけれども、先ほども少し触れましたが、学校と家庭がなかなかつながりにくい。実際に、学校と家庭がつながって、保健室登校ですとか相談室登校に戻れて、翌年からは教室に入れるケースとか、それから、あるいは適応指導教室に通っていて、少しずつステップして教室に戻っていくケースもあれば、中にはなかなか

家庭との連絡も取れなくなってしまうような状況もございますので、そういったそのケースごとの難しい部分がございますので、一概に傾向がどうであるかということは、なかなか捉えにくいところなのですけれども。

すみません、お答えになっていない部分がございますが、以上です。

○**社会長** それではちょっと予定の時刻を過ぎていますので、ここでこの分野についての議論は終了したいと思います。

少し長くなりましたので、申しわけありません、ここで5分だけトイレ休憩を入れさせていただきますまして、きょうこの後、実はこれよりもボリュームがある福祉・健康分野の話になりますので、30分ぐらい延長させていただいて……。

○**富田委員** いや、それはちょっと予定があるので、困ってしまうのですが。

○**社会長** そうですか。

○**富田委員** それはあらかじめ言っておいていただかないと私のほうは。

○**社会長** どうしましょう。

○**久住企画課長** 今回、初回ということで、さまざまなご意見をいただいてまいりましたけれども、あと五つありますので、残りの時間でご説明をさせていただいて、メールでもFAXでも、電話でも結構ですので、ご質問については、事前にいただけるものについてはいただいて、事務局で回答を用意しておいた上で、次回、効率的に議論を進めていただくという形でいかがかなというふうに思いますけれども、ちょっとお諮りいただければと思います。

○**社会長** いかがですか。事務局から提案がありました。

それでは、一応8時半を極力厳守で、休憩をとるのをやめて、とりあえず資料を説明させていただいて、可能な範囲で議論をして、多分議論が残りますので、それについてはメール等でお寄せいただいて、次回に冒頭一括してご回答いただくという方向で進めたいと思います。次回については、可能であれば少し時間を延長して、皆さんにお時間とっていただけるようにしたいと思います。

それでは、事務局のほうから説明をお願いします。

○**八木福祉部長** それでは、福祉部長の八木でございます。4ページをお開きいただきまして、大項目、福祉・健康の中のまず中項目、高齢者福祉からご説明申し上げます。

将来像につきましては、歳を重ねても、いきいきと自分らしく暮らせるまち、でございます。1番につきましては、先ほどと同様で省略をさせていただきまして、その下の、昨年度の今後の方向性ですが、この指標に書いてあるような各種サービス等について、充実を図っていくことを記載させていただいています。それから、10月1日から医療連携推進委員を地域包括支援センター、高齢者あんしん相談センターに配置をして、地域での暮らしの充実を図るということを述べております。

それでは2番、基本構想実施計画の指標でございます。

①の介護予防の推進でございますけれども、介護が必要とならないように予防していただき、あるいは介護が必要となっても悪化しないようにということで、介護予防事業を実施しております。過去の実績数及び介護予防対策の実績を踏まえながら目標数値を定めたものでございまして、23年度の目標に対しまして、185人上回った実績となっております。

②番の介護保険サービスの充実、こちらは居宅でのサービス、あるいは施設のご利用ということになりますけれども、こういったサービスの充実につきましては、介護保険サービスの利用者数を指標としてございまして、高齢者人口が増加する中でのサービスの利用実績を踏まえて目標数値を定めております。実績については、若干ですが、目標を下回った結果となっております。

なお、この数字については、今年のこの会議の中で、この数値は目標よりも下がったほうがいいのか、それとも達成したほうがいいのか、というご意見をいただいたのですが、私どもといたしましては、高齢者が増える中で、しかも一定の割合の方が、介護保険サービスを利用するという状況がある以上、やはりこちらを達成することが現状では望ましいというふうに考えてございまして、この趣旨でのご説明を今年の段階で申し上げます。

③番です。地域密着型サービスを提供する施設の整備でございます。地域密着型というのは、住みなれた自宅や地域での生活を維持できるようにするための、例えば認知症の方がデイサービスに通っていただいたり、あるいはグループホームをお住まいにさせていただいたりというサービスですけれども、そのための施設の整備ということでございます。指標につきましては、実績をもとに、地域福祉計画上の整備予定数を目標値といたしましたが、23年度には開設に至らなかったため、前年度の実績値から変化はございません。こちらが開設にならなかったというのは、公募をしておるのですが、それに応募してくださる事業者の方がいなかったということでございます。

④番、高齢者の地域社会等での活動ということで、こちらは元気な高齢者の方が地域で活動する手段として、シルバー人材センターがございまして、こちらの会員数を用いて指標とさせていただきます。毎年30人ずつ増加するという目標を設定いたしまして、23年度についてはそれを上回ったということでございます。

以上のことから、①と④につきましては100%を超えておりますが、②と③で100%に達していないことから、評価としましてはBということになっております。

中項目全体の成果・課題でございますけれども、特に達成ができなかった②番、③番につきましては、例えば③番ですと、公有地を活用した施設の整備を推進するなど、環境整備に取り組んでいく必要があるという課題を認識してございます。

4番、政策・施策に影響を及ぼす環境変化というのは、今後の高齢化の進行ということで、高齢者人口が今後も増加傾向にあるという点でございます。

6番、今後の方向性でございますけれども、新たに策定をいたしました地域福祉保健計画に基づきまして、さまざまな課題を取り上げて解決をしていきたいと考えております。

また、高齢者あんしん相談センター、今まで地域包括支援センターと呼んでおりましたけれども、こちらにつきましても充実を図るなどしてまいりたいと考えてございます。

続きまして、中項目、障害者福祉ということで、5ページをごらんいただきたいと思います。

将来像は、だれもがお互いに人格と個性を尊重し、支え合うまちということでございます。

昨年度の、今後の方向性でございますけれども、法令改正があったということで適切に対応していくということを述べさせていただいています。

それから、新しい福祉センターの建設に着手してございますので、これらを活用しながら、サービスの整備を行っていきたいと考えてございます。

指標でございますが、①番です。障害者の自立した暮らしということで、障害福祉サービス、こちら先ほどと同様に居宅でのサービスとか、あるいは施設でのサービスになりますけれども、こちらの利用者人数、これを掲げてございます。こちらは、21年度の実績が717であったことから、22年度の指標を750としたのですけれども、既に22年度の実績で、25年度の指標を上回った数字となっております。この原因は、サービス事業者のご努力によりまして、サービスの提供力が増加したため、今までサービスを使いたいけれども使えなかったという方が使えるようになったためではないかというふうにこちらでは捉えております。

②番でございます。障害者の就労支援でございます。自立して地域で暮らしていくためには、障害者の意欲と能力に応じて働けるということが必要でございますけれども、障害者の就労継続者数を指標としております。こちらは54人の目標に対して、23年度は72人という実績値でございます。こちら既に25年度の目標数値は超えておりますが、こちらは就労を継続するために、引き続き、障害者と企業の間での調整をしながら、必要な支援を行っているところです。

③でございます。安心して地域生活を継続できるための基盤整備ということです。こちらはグループホーム・ケアホームの定員数を目標値として掲げてございます。平成23年度につきましては、41人の目標値に対しまして39人の実績ということになっております。

ここでは以上のことから、③のが100%を切っていることから、評価はBということでございます。

中項目全体の成果・課題としましては、グループホーム・ケアホーム等の生活基盤の整備ということが必要であると書かせていただいております。

それから4番です。政策・施策に影響を及ぼす環境変化でございますけれども、ごらんのような法律の改正が施行されるということになっておりますので、これらについて、その動向を見きわめながら、施策・政策に及ぼす影響を洗っていくということが必要になると考えております。

6番です。今後の方向性でございますけれども、新しい法律の施行によりまして、障害範囲の見直しや、障害支援区分の変更について適切に対応していきたいと考えております。

また、サービスの利用の増加に対応するため、平成27年にオープンします新福祉センターの建設をはじめ、民間事業者の誘致等によって、着実にサービスや施設整備等を進めていく必要が

あると考えております。さらに障害の区分にあわせて適切な情報媒体を利用しての情報提供に努めて、情報バリアフリーについても検討を進めてまいります。

6 ページをおめくりいただきまして、生活福祉でございます。

こちらの将来像は、だれもが住み慣れたところで自立して暮らせる、セーフティネットのあるまちということでございます。

昨年度の今後の方向性では、厳しい雇用情勢が続く中で、生活困窮者、ひとり親家庭など、福祉サービスを必要とする人の数は増加し、内容も深刻化する傾向にあります。そのために、関係機関とのセーフティネットの構築を図るということを書いてございます。

まず、指標の①ですけれども、生活保護受給者の自立した生活ということでございます。こちらは、生活保護受給者のうち、自立を目指す人の人数で捉えております。目標を35というふうに23年度定めましたのは、過去の実績を踏まえて、年々2人ずつ実績を伸ばそうというものでございます。23年度の実績は56ということで目標上回っております。こちらは、各担当のケースワーカーの意識改革、あるいはハローワークとの連携強化を図った結果だというふうに考えてございます。

②番といたしましては、路上生活者の自立した暮らしということですが、生活保護受給には至っていない路上生活者の方の自立した暮らしということで、文京区内には文京寮という施設が小石川運動場の近くにありますけれども、そちらで路上生活をした方を緊急一時ということでお入りをいただいて、その結果として自立した方の数を目標値ということにしております。過去の実績と制度改正を踏まえて目標値を設定しまして、こちらでも年々2人ずつ上回る内容で、設定をしております。

こちらは、これら二つとも100%を超えていることから、A評価に当たるというものでございます。

中項目の全体の成果・課題でございますけれども、23年度は今申し上げたとおり予定よりも人の数が増えたということでございますので、今後とも適切に支援を図っていく必要があると考えてございます。

4番、政策・施策に影響を及ぼす環境変化でございますけれども、現在、生活保護受給者が全国的に増加する中で、さまざまな課題がございます。これらにつきましては、課題解決に向けて厚労省が内容を検討しておるところでございますので、新たな方針が出た場合には、今後の区の施策・政策に影響を及ぼす要因になろうというふうに考えてございます。

6番、今後の方向性でございますけれども、厳しい雇用情勢ではありますが、関係機関を含め、関係部署と連携を図りながら、セーフティネットの構築を一層図ってまいりまして、生活保護受給者、路上生活者が自立した生活をできるように支援をしてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○宮本保健衛生部長 保健衛生部長の宮本でございます。7ページ、中項目、健康づくりでござ

います。

だれもがいつまでも笑顔で健康に暮らせるまちという将来像を目指しております。

1 番の 3 か年の方向は省略させていただきます。

昨年の評価の中では、多くの方に健診を受けていただく体制を整備すること、健診で要精密検査になった方をきちんと医療に結びつけていき、早期発見、早期治療を目指す必要があること、それから、健康寿命延伸のためには、元気高齢者をふやしていくこと、そのようなことを書いております。

指標といたしましては、まず 1 点目は、がんの早期発見・早期治療でございます。乳がん、子宮がん、胃がんの受診率を指標として、毎年度 1% ずつ伸ばすという目標を定めております。この中で、乳がん、子宮がんにつきましては、ピンクリボンキャンペーンやクーポン事業などがございまして、そういうものでいろいろ周知徹底を図り、健診の時期や実施できる医療機関を拡充したことで、目標を達成しております。また、残念ながら胃がんにつきましては、なかなか受診率が伸びていないという結果でございます。

2 番目の禁煙支援でございますが、禁煙教育を受けた人の数です。保健サービスセンターでは健康相談やいろいろな保健事業を行っておりますが、その中で健康教育として、実際に呼気中の一酸化炭素濃度を測定して、知識を学んでいただき、禁煙の相談・指導を行っております。両親学級などの機会に、お子さんを持つお母様方を中心に行うと、将来的に効果があるということで実施してきているものでございます。これも多くの方が受けていただいたということで達成しております。

3 点目の、区民の健康づくりの推進では、65 歳健康寿命を掲げております。この 65 歳の健康寿命というのは、国でも健康寿命という考え方を示しておりますが、ここでは東京都方式と申しまして、65 歳の方が要介護状態にならずに、何歳まで健康で自立した生活が送れたかということを表しております。介護保険の認定状況、人口と死亡数等を使って計算したものでございます。国は国民生活基礎調査のデータに基づいて計算しておりますが、市町村で国民生活基礎調査のデータがとれない場合は、介護保険などのデータを使って計算することも想定されておりますので、文京区としてはこの指標をとっております。3 年間で 0.5 歳健康寿命を延ばすということで取り組んできております。23 年度につきましては、男性、女性ともに若干下回っており、目標値に届いていなかったということでございます。

この三つの指標から、100% を満たしたものと未満のものが併存するというところで B 評価としたものでございます。

中項目全体の成果・課題でございますが、がん検診の受診率は、乳がん、子宮がんを中心としまして上昇傾向にはあるものの、国で出しております受診率 50% という目標は達成できておりません。死亡率の第 1 位を占めているのはがんでございますので、今後も、更なる啓発などにより、受診率を高める必要があると考えております。

禁煙支援につきまして、がんやその他の生活習慣病、循環器疾患などに非常に大きな影響があるということでもっと広く啓発を進めていくということです。また教育委員会と連携して小学校5年生にリーフレットを配布しておりますが、子どものころから啓発をしていくのが大事であるということで取り組んできております。今後も、子どものころからの健康教育を広く進めていく必要があるという課題を挙げております。

また感染症について触れますが、今年度、高齢者の肺炎球菌予防接種の一部助成事業を開始いたしました。これまでも、子どもの任意予防接種の助成事業などを行い、感染症の予防対策の強化に努めているところでございますが、予防接種の意義や接種方法などをきちんと周知、啓発していく必要があると考えております。

環境変化でございますが、ことしががん対策推進基本計画が見直されました。平成19年度につくられたものが5年経過して、国として見直して、28年度までの新たな計画が策定されております。第二次健康日本21では、喫煙に対しての数値目標が設定されたということが画期的な点でございますが、今までなかなかその数値が出せなかったというようなことが、これから取り組んでいくところに影響が出てくると考えております。

今後の方向性でございますが、がん検診につきましては、国の指針に基づくがん検診ということで実施しておりますが、現在、国で検診方法等の見直しをいろいろ検討されておりますので、その動向に注視いたしまして、今後とも受診しやすいがん検診の体制づくりをし、どのような変更があるかきちんと見定めて対応していきたいと考えております。

また、禁煙支援については、特に最近では、慢性閉塞性肺疾患が問題になっておりますので、それについても啓発を進めていきたいと思っております。

「健康ぶんきょう21」という区の健康づくりの計画がございますが、それがことしで終了となりますので、昨年改定いたしました地域福祉保健計画の中の保健医療計画と統合して、来年度からの新たな保健医療計画を策定しているところでございます。それに基づいて、今後の健康づくりを総合的に進めていきたいと考えております。

次に、8ページ、中項目、生活衛生環境でございます。

だれもが快適で健康に暮らせる、安全で清潔なまちという将来像でございます。

昨年度、事業者に対して監視・指導の充実、安全情報・注意喚起などいろいろな啓発を行ってまいりました。昨年は、東日本大震災の関係で放射線の問題があり、食の安全が非常に危惧されるような事態が起こったことと、肉の生食による食中毒、腸管出血性大腸菌による食中毒事件などが起きておりますので、多くの方と共有化を図っていくため、情報を積極的に発信していくということで、事業者とともに啓発に取り組んでまいりました。また、レジオネラ症でございますが、浴槽水からレジオネラ属菌の検出がございまして、それは高齢者の健康に直ちに影響することもございますので、やはり充実が必要ということで、昨年度方向性を決めました。

指標といたしましては、食を守るための普及啓発ということで、講習会等の実施回数と参加し

た人数を目標としております。先ほども申しましたように、肉の生食に由来する事件等、いろいろ課題がございました。伝えるべき情報が多くあったということもありまして、開催回数は予定どおり行えました。参加者数も前年度よりは伸びておりますが、まだ目標に到達していないという実績でございました。

環境衛生監視・指導の充実につきましては、レジオネラ症発生防止対策ということで、監視・指導の件数と講習会の参加施設数を掲げております。監視・指導につきましては、目標に対して若干下回ったということがございます。講習会の参加施設につきましては、多くの施設が参加していただけたということで上回ったものでございます。

以上のことから、指標の達成率が100%のものと100%未満のものが併存しておりますので、B評価となったものでございます。

中項目全体の成果・課題で、食中毒対策では、一斉監視の強化と、消費者への啓発を、事業者みずからやっていただくように指導を強化したために、幸いなことに、区内で肉の生食関係の事件、事故はございませんでした。ただ、いつどこで起きるかわかりませんので、今後とも情報提供と監視・指導、事業者・消費者が参加した事業展開を強化していく必要があります。

また、環境衛生対策につきましては、先ほども申し上げましたように、多くの方に関心を持っていただけたということで、実際にどのように対処したらいいかということはお伝えできたと考えております。

政策・施策に影響を及ぼす環境変化としましては、食品表示の一元化が今話題となっております。食品衛生法、JAS法、健康増進法で、それぞれいろいろな表示の仕方をしていて、若干表現や定義が違うということがございます。消費者にとってわかりやすいものが望まれるということで、国でも統一したものをつくろうという動きがございます。そうなりますと、情報提供の仕方や事業者の指導の中で配慮していく必要があるということがございます。

今後の方向性といたしましては、食中毒の発生など緊急時に迅速かつ確な対応をしていくということが大事なことでございます。また、啓発については、事業者と区民の方と一緒にやっていく必要があるということで、今後とも、教育や保育機関、施設、事業者団体などと協働して、取り組んでいきたいと考えております。

レジオネラ対策についても同じく、一層の充実を図っていきたいということがございます。

以上でございます。

○社会長 ここで本当は最低限の質問でもお伺いできるとよかったですのですが、予定時刻を過ぎていきますので、ここで事務局のほうから、今後の進め方と、次回の予定についてご説明いただけますでしょうか。

○久住企画課長 先ほど今回残りましたものについてのご提案を申し上げて、事前にご意見等をいただくということでご了解いただいたところです。

次回につきましては、前回もお伝えをいたしましたように、10月31日の水曜日、6時30

分からこちらの会場での開催を予定をしております。今回残りました福祉・健康分野につきましては、事前にご質問等をいただければ回答をご用意させていただき、効率的な運営を図っていきたくと思っております。

また、次回予定をしておりますコミュニティ・産業・文化、まちづくり・環境、行財政運営、こちらについても、資料第11号をごらんいただくと、かなりのボリュームがございますので、事前にこちらについても気になる点、もしくはご質問がございましたら事務局まで、メールでもFAXでも結構でございますのでお寄せいただければ、事前に可能な範囲で回答をご用意させていただいて、会議の円滑な運営を図っていきたくというふうに思っております。

次回もこの第11号の資料をもとに検討ということとさせていただきます。もし重いようでしたら、そのまま置いておいていただいても結構でございます。

事務局からは以上です。

○社会長 きょうは、ちょっと私の不手際で少し時間が押ししてしまいましたが、確認しますと、きょうご説明いただきました福祉・健康の分野についての質問は、次回までをお願いしたいと思います。

それから、次回の部分についても、可能でしたら、評価表読んで質問をお出しいただければと思いますが、説明のないところで事前に資料読み込んだ的確に質問というのはなかなか苦労するところもありますので、これについてはその場で質問いただいても結構です。

それから、今回もこのような状況でしたので、次回については、場合によっては30分程度、時間が延長するかもしれないということであらかじめ予定していただけたらというふうに思います。

よろしいでしょうか。その他、委員の皆さんから何かありますでしょうか。よろしいですか。

(なし)

○社会長 それでは、第4回の協議会を終了します。

ありがとうございました。